

あきる野市教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 開催日 令和元年 8 月 21 日（水）
- 2 開催時刻 午後 6 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 7 時 51 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- 日程第 1 議案第 13 号 令和元年度あきる野市教育委員会所管予算（第 2 号補正）について
- 日程第 2 議案第 14 号 令和元年度あきる野市教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 30 年度分）報告書について
- 日程第 3 議案第 15 号 あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問について
- 日程第 4 報告事項（1） 令和 2 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）について
- 日程第 5 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 私 市 豊 |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員 | 丹 治 充 |
| 委 員 | 小 西 フミ子 |
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長 | 佐 藤 幸 広 |
| 指 導 担 当 部 長 | 鈴 木 裕 行 |
| 生涯学習担当部長 | 松 島 満 |
| 教育総務課長 | 鈴 木 将 裕 |
| 教育施設担当課長 | 岩 崎 徹 |

学 校 給 食 課 長
指 導 担 当 課 長
生 涯 学 習 推 進 課 長
ス ポ ー ツ 推 進 課 長
図 書 館 長

山 本 匡 俊
間 嶋 健
吉 岡 賢
長 谷 川 美 樹
紺 藤 修 子

9 事務局欠席者

指 導 主 事
指 導 主 事

大 道 雅 士
宇 佐 美 拓 郎

開会宣言 午後6時00分

教育長（私市 豊君）

皆様、こんにちは。8月の定例会は、9月の定例市議会にかける案件等がある関係で日程等の調整をした結果、今日のこの時間に教育委員会を開くことになりました。よろしくお願いをしたいと思います。まだまだ暑さが残りますけれども、来週から2学期が始まるという学校が多くあります。2学期が9月に始まるのは16校のうち3校しかありません。13校が8月中旬に2学期が始まる予定になっております。児童生徒も夏休みがもう終わってしまうなど、結構焦っているのではないかなと思います。そういう中での今日の教育委員会です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、あきる野市教育委員会8月の定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、事務局は、本日から始まります初任者の宿泊研修のために大道、宇佐美両指導主事が欠席をしております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、小西委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第13号令和元年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）についてを上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いいたします。

教育部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第13号令和元年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）について、委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係は私から、生涯学習関係は生涯学習担当部長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

A4横の令和元年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）となっている一覧表をごらんいただきたいと思います。歳入の補正予算からご説明をさせていただきます。指導室所管の補正予算でございます。16都支出金、03委託金、05教育費委託金30万円ですが、これはオリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金でございます。オリンピック・パラリンピック教育のテーマの一つである文化について、芸術文化の鑑賞や体験などの取組を支援するプログラムを実施するためのものでございます。ここで、東秋留小学校が採択されたため、歳入の補正をするものでございます。

次に、資料を1枚めくっていただきたいと思います。歳出の補正予算についてご説明をいたします。私からは、指導室及び教育総務課所管の歳出の補正予算についてご説明をいたします。初めに、指導室所管の補正予算でございます。10教育費、01教育総務費、

03教育指導費の歳出の補正30万円は、ただいま歳入でご説明いたしましたオリンピック・パラリンピック教育推進文化プログラム学校連携事業経費でございまして、講師謝礼の予算となっております。

次に、教育総務課所管の補正予算でございます。02小学校費、01学校管理費、小学校維持管理費60万3,000円ですが、老朽化して故障した一の谷小学校の体育館の放送機材を購入するための備品購入費でございます。

次に、04学校整備費、小学校整備事業費、238万6,000円ですが、これは多西小学校と南秋留小学校のプールのシャワー用給湯器の改修、また西秋留小学校の老朽化した相撲場の屋根の解体に係る予算でございます。学校教育関係の説明は以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（松島 満君）

続きまして、生涯学習関係の補正予算についてご説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出から説明いたします。04衛生費、02清掃費、04アメニティトイレ管理費の補正予算額74万8,000円につきましては、スポーツ推進課で所管しておりますグリーンスポーツ公園運動場、こちらにございますせせらぎふれあいトイレ、これが老朽化に伴い不具合が生じているため、改修工事をするとともに、洋式化をしまして利便性の向上を図るものでございます。

続きまして、10教育費、04社会教育費、08あきる野ルピア運営管理費の補正予算額763万5,000円につきましては、生涯学習推進課が所管しておりますあきる野ルピアにおきまして、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を踏まえ、施設を利用されている方及び周辺を通行されている方の受動喫煙の防止に配慮した適切な喫煙場所を設置するための工事の設計委託料108万3,000円及び工事請負費655万2,000円の補正でございます。

次に、10教育費、05保健体育費、02体育施設費の858万円につきましては、同じく健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を踏まえまして、スポーツ推進課が所管する施設に受動喫煙防止対策を施すための補正でございます。五日市ファインプラザ運営経費の補正予算額363万円、秋川体育館・中央公民館運営経費の補正予算495万円につきましては、それぞれ五日市ファインプラザ、秋川体育館の屋外に受動喫煙の防止に配慮した屋外の喫煙所を設置するための工事請負費でございます。

説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いします。

教育長（私市 豊君）

部長、この受動喫煙防止の都の負担について説明をしておかないでよろしいですか、歳入が別なところにありますけど。

生涯学習担当部長（松島 満君）

失礼しました。歳入につきましては、こちらは全額を歳入で受けまして、それでこちらを歳出として実施するという形になっておりますが、教育委員会の費用ではなくて健康福祉部の歳入を調整しておりますので、こちらでは記載がございません。失礼いたしました。

教育長（私市 豊君）

東京都の10分の10の補助でやる事業であります。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質問等ありましたらお願いをいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

ただいまご説明あったわけですが、この健康増進法あるいは受動喫煙防止条例の関係で各施設に防止対策として喫煙所を設けることになるわけですね。喫煙所を設けることになるのか、それとも一切喫煙できないような施設なのか、具体的にはどういう施設でしょう。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

まず、ルピアから、私の所管になりますのでお話しさせていただきます。

あきる野ルピアにつきましては、これまでルピアの1階の入り口に喫煙所が設置してあったのですが、人の動線にあることから、3月31日をもって撤去しております。今回の設置に関しましては、都の条例に基づきましてルピアの3階のホールの南側、ちょうど裏手になるところです。新たにパーティションを設置するような形の喫煙所をルピアの3階に設置することになっております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

それでは、私から、五日市ファインプラザと秋川体育館・中央公民館の喫煙場所についてご説明いたします。

こちらの2つの施設につきましては、現在屋外に灰皿を置いて対応しているところがございますが、この場所で受動喫煙を生じさせないようにパーティションを設置するといったものでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、社会教育施設については、これで工事が全部終わるわけですか。受動喫煙が予想される場所については、ほかはないのですけれど。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

では、スポーツ推進課の所管する施設について具体的に申し上げます。

スポーツ推進課の施設につきましては、今申し上げた五日市ファインプラザと秋川体育

館・中央公民館につきまして屋外に設置をいたしますが、そのほかの施設、グラウンド等の施設につきましては灰皿は撤去をいたします。健康増進法の中でも個人に受動喫煙をさせないように喫煙をするという個人に対する義務も課せられております。喫煙される方々に受動喫煙をさせない場所で喫煙をしていただくようなマナーなどの啓発を行う取組をいたしますと同時に、必要な方々には灰皿を貸し出しをさせていただいて取り組むということで計画をしております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

それでは、生涯学習推進課の所管施設の説明いたします。

まず、五日市郷土館、二宮考古館につきましては既に灰皿の撤去をしております、こちらは設置をする予定はございません。そして、キララホールでございます。キララホールについても、今イベント時には灰皿を入り口に出しておりますけれども、こちらは動線部分ではない場所に移動させるという対策をすることでございますので、私どもの所管に関してはこれで対応が終わったと考えております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（紺藤修子君）

図書館全館におきましても既に灰皿は撤去しております、今後も設置する予定はございません。

以上です。

教育長（私市 豊君）

教育部長、教育の所管だけではなく市全体の話できますか。

教育部長（佐藤幸広君）

はい。市の方向性としては、基本的には受動喫煙に対して、補助金等を活用しながらきちっと分煙をして必要などころには予算を使って喫煙所を設置し、例えば郷土館などの文化的な今後必要がないだろうという施設については置かない、また今後設置する必要のないようなところについては、撤去していくというような形だと思います。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

少し補足させていただきます。こちらにつきましては東京都の福祉保健局が主導的に動いていまして、市の方には、まず健康部門に話がございました。市としては、庁舎の建物内禁煙ということで、受動喫煙の対策をしましょうという方向性が1つ出ています。また、学校敷地内については、全て禁煙です。ただ、不特定多数の人が入る社会教育施設などにつきましては、喫煙者の権利も守らなければいけないというところで、ただ被害が及ばないように、ある程度区分けしましょうと、市役所につきましてはこの庁舎の裏にパーティ

ションで仕切ったスペースを用意しております。五日市出張所についても、同じような措置をとる考えになっています。そのような中で、社会教育施設の中でも、特に喫煙者が利用しているようなところについては、区分しましょうということになっています。

ルピアにつきましては、複合施設で少し性格が違いますので、実際に喫煙されている方、先ほど出ましたように1階や、そういったところにスペースもあったという経過もありますので、建物内の煙りを外に排出する、そういった形で健康増進を図るということです。市の姿勢としては、まず禁煙の方向を進めるというのが1つあります。ただ、現状全ての施設でそのような形にすると、現在の喫煙者の権利を守れないということから、10分の10の補助がつくことを踏まえ、ある程度配慮して、手だてをしましょうということになります。

教育長（私市 豊君）

丹治委員、よろしいですか。

委員（丹治 充君）

わかりました。

委員（小西フミ子君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

確認したいのですけれども、喫煙ですが、今イオンやデニーズなどは喫煙の場所が個室になっていますね。ルピアの3階もあのような形になるのですか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

ルピアの3階に関しては、屋内に設置する場合には専用の個室でないといけないことになっておりますので、専用の仕切れる形での喫煙所を設置致します。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

委員（小西フミ子君）

はい。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

関連してですが、学校の敷地内では禁煙だと思いますが、先生方が喫煙をなさりたい場合でも、勤務時間中は禁煙ということになっているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

敷地内禁煙ですので、勤務時間中は吸わないということになりますが、敷地内を出て出先のところで吸えるような場所があったときには吸うということがあります。学校の中ではありません。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい、わかりました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

喫煙とは別に、予算の関係でお聞きします。オリンピック・パラリンピック教育の推進の文化プログラムが今年初めて東京都ですか、予算化されたと思います。東秋留小学校が講師の謝礼ということで30万円歳出されていますが、どのような方をお呼びし、どのような講演内容なのか既に決まっているようでしたら教えていただきたいと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

歌舞伎クラブの指導謝礼、歌舞伎教室の指導謝礼、それから歌舞伎のワークショップの謝礼ということで、トータル30万円を予定をしているところをございます。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

今の説明ですと、歌舞伎クラブに所属している児童のためということでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

すみません、失礼しました。歌舞伎クラブの指導が1つ、それから歌舞伎鑑賞教室は全学年の行事として行われます。また、歌舞伎のワークショップにつきましては6年生の総合的な学習の時間ということで講師をお呼びする予定です。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

わかりました。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい、大丈夫です。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第13号令和元年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第13号令和元年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第14号令和元年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書についてを上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いします。

教育部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第14号令和元年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）の報告書についてご説明をいたします。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づくあきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項に基づき、平成30年度分の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、別紙のとおり報告書を作成したもので、委員会の承認を求めるものでございます。

報告書の作成に当たりましては、各課におきまして個々の施策及び事務事業の取組状況の成果について取りまとめを行い、これらを踏まえて部課長及び事務局で課題などを検討した上で施策の評価を行いました。さらに、この評価に対しまして、今年7月25日に点検評価有識者であります中村氏、篠原氏両氏によりヒアリングを実施し、そこでいただきましたご意見、そしてご指摘を踏まえ、報告書を作成しております。

評価内容等につきましては、教育総務課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、平成30年度に実施いたしました教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要について説明させていただきます。

この点検評価につきましては、平成26年3月に策定いたしましたあきる野市教育基本計画第2次計画に基づく第5回目の点検評価に当たります。また、平成29年3月に策定いたしましたあきる野市教育基本計画第2次計画の後期実施計画に基づき実施した事務に対する点検評価でもあります。あきる野市教育基本計画第2次計画につきましては、現在の総合計画後期基本計画の期間に合わせまして、計画の期間を平成26年度から令和2年度までの7年間と設定しております。今年度で6年目となりますので、今後令和3年度以降を計画期間とする第3次計画策定に向けた準備を進めることとなります。

昨年度の有識者ヒアリングでご指摘いただいた事項につきましては、各管理部署で改善を図っておりますが、計画の体系等に関する部分につきましては、現行計画に反映することは困難であることから、次期総合計画策定の際の参考とさせていただきたいと考えております。それでは、今年度実施いたしました点検評価の手順等について説明させていただきます。

基本的な流れは、昨年度と同様でございます。作業といたしましては、まず所管部署、係単位で平成30年度に実施した事務事業の点検、そして評価を実施しております。各事務事業について、該当年度、当該年度の取り組み状況を確認するとともに、取組目標と照らし合わせ、その状況や結果をAからEの5段階で評価しております。また、取組状況や評価結果から課題を抽出するとともに、今後の方向性についてIからIVの4段階で評価しております。この次の作業といたしましては、課長級職員が係で実施した事務事業の点検評価の内容を確認し、中期ビジョン点検及び評価欄で4段階評価を行い、事務事業の進捗状況と照らし合わせ、評価等を評価内容、課題、方向性についての欄で具体的に示しております。最後に、全体の内容を部長級職員が確認しております。

このように大きく3段階に分けて点検評価を行い、案として取りまとめた報告書について7月25日に有識者ヒアリングを実施しております。本日、議案としてお示しさせていただいております報告書の案につきましては、有識者ヒアリングにおいて指摘のあった事項について修正を行ったものでございます。

最後に、報告書案につきましては、皆様にご確認いただいた後、議会へ提出し、市ホームページに掲載する予定となっております。

雑駁ですが、説明は以上となります。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質問等がありましたらお願いをいたします。

委員（丹治 充君）

よろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

4ページ、基本施策1、いじめ不登校ゼロへの挑戦の中の、中期ビジョン点検評価の欄です。指導室の関係でちょっと質問してみたいと思います。各学校でも、あるいは委員会としても、このいじめ不登校ゼロへの挑戦では、さまざまな施策を講じながら、その減少に努めているとは思いますが、残念ながら学校には相談をしているけれども、保護者の満足するような対応策が講じられていないために、学校ではなく、今度は教育委員会に直接相談しているような件数も恐らくあるのではないかと思います。いじめに関して1年分でどの位の保護者が相談に訪れているのか、またそういうような事例が発生した場合に、教育委員会の指導室としてどのような指導が行われているのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

すみません、手元に何件という数字は、持っていないところですけど、その対応につきましては、第1回目として、こちらで伺ったあと、まず学校等に情報を聞きます。そして保護者の要望として学校とのやりとりではうまくいかなかったのが教育委員会に入ってほしいということであれば、こちらからその内容についてお伺いすることはあります。基本的には、まず保護者にも第1回目では学校から回答しますので、そこにお伝えくださいと回答します。その中で、何度かやりとりをしても進まないということになりますと、直接保護者とこちらで話をし、そして学校にお伝えをするということもございます。

その中で、さらに難しいという場合は、保護者、学校の中に3者目という形で入ることもあります。いじめの場合、加害者、被害者という形で出ますので、その場合には4者の話し合いということで、教育委員会が入って、学校と加害者、被害者という形になります。我々としては、やはりいじめにしろ不登校にしろ、早期の対応をして、保護者に丁寧に説明をしていけば、教育委員会に連絡をしなくても、最初は学校で対応できる場所はあるのですが、何らかの、例えば担任が抱え込んでしまう、報告が十分でなかったということ、判断が重たかったものが軽く扱われてしまったということが原因に考えられるところはあります。

まずは丁寧に、そして早急に、いじめなどは、例えば問題が起きた場合には、被害や課題、解決しなくてもその状況の一報を入れるというような早い対応が望ましいと考えているところで、指導はそういうところがございます。それは繰り返し校長会や副校長会、生活指導主任委員会で説明したり、それからいじめの対応ということでは年次研修、初任者研修、2年次研修、3年次研修のところで説明と同時に、10年次以降である中堅教員等補充研修の中にもプログラムとして入れさせてはいただいているところがございます。新しいいじめや不登校が起きないように繰り返し指導していますが、毎年何件か発生をしていることは事実でございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）よろしいですか。

ほかをお願いをいたします。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今のいじめ不登校に関することですが、4ページの評価、課題、方向性についてのいじめの一番最後のところ、上から7行目ですか、「重大事態に位置づけられるような案件が発生した場合には、調査を行い、その解決に向け専門家に助言を受けるケース会議を開き対応を行った」という表現があるのですが、このような重大案件が30年度の間は何件ぐらい起きてしまったのかをお聞きしたいと思います。あと一生懸命これだけいじめを早期発見をしようと取り組んでいる、その成果といえば成果でしょうが、平成28年からいじめの認知件数がすごく急激に増加していますね。ちょっと見たところ28年は37件、

29年が149件、30年が305件と、倍々で認知件数が増えてしまっている、軽微な案件を見逃さずにいじめの認知として扱っているということでしょうが、それにしてもやはりちょっと数が増えているということが懸念されます。

一方、不登校についても28年が61件、29年83件、30年127件と、やはりかなり増加しています。様々な不登校対策をとられているにもかかわらず、これだけ増加してしまっていることに対して、教育委員会としてはどのような見解を持っているのか、今後どうしていったら、これが解決できるのかということについて、お聞きしたいと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

まず最初に、ケース会議を開いた件数ですが、平成30年度は、2件になります。いじめにつきましては、東京都のいじめ問題対策連絡協議会の最終答申と、それから総務省の勧告に基づいて認知をしております。本当の軽微な案件でも、その日のうちに解決した案件であっても報告するようにと、数に認知するようとしておりますので、案件が増えることにつきましては、良いこととは言えませんが、あり得るかなと。今後はもっとこういった問題についてきちんとこれはいじめだよと、子どもに指導するときにはいじめという言葉を使わなくても、教師としてはそういう芽なんだという意識で報告していきますので、増えていくと考えております。そのかわり重大な案件になるような、学校に行けない、それからいじめで亡くなるようなことだけは起こさないようにしていきたいと、早く気づくことでそういったことを減らしていきたい。保護者からの教育委員会の苦情になるようなものはないようにしていきたいと考えております。

不登校につきましても同様で、その内容につきましてはきっかけは色々ありますが、問題が発覚して、その子の心の問題や色々な不登校になる理由につきまして、気づいた時点で1日、2日ぐらいはあるよねという状況にならずに、一步一步友達からのアプローチ、先生からのアプローチ、そういったものをしていくようにと指導をかけているところですが、残念ながら増えているということは事実であります。新たな不登校が起きない、必ず4月には減るので、やろうという気持ちになっていますから、その機を逃さずに、そこから先は起きないようにと、ここにも書かせていただきましたが、1つはやりがいのある、学びがいのある授業、学校って楽しいなというところを作れるような、それと同時に人間関係の形成能力、子どもたちがちょっと合わない、もう嫌になった、それから気に食わないと相手を攻撃するといったところはありますけれども、そういったところがないような心を育てていく、そういった力を育てていく指導をしていきたいと思っております。ぜひそういったところがやれるようになれば、不登校は改善していくと思っております。そこら辺の指導がまだまだ十分でないというところは忸怩たるところがありますので、研修会の中で指導していきたいと思っております。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

不登校について少し補足いたします。不登校の数が増加しているということは、全国的な傾向としても報道されているところでもあります。減少してきたものがまた増加に転じたことで、非常に大きな課題として取り上げられておりますが、これはまだ推測の域に入るかもしれませんけれども、この点検評価のコメントや先ほど指導担当課長の説明にもありました。魅力ある学校作りをしていくと、学校のあり方そのもの、今の子どもたちと、これまでずっと運営して教育活動してきた学校そのもののマッチングというのでしょうか、その部分も1つのテーマになるのではないかなと、今後の学校はどうあるべきかという問題にもつながる1つのデータではないかなと感じております。

教育長（私市 豊君）

私から少しコメントさせてもらいたいのですが、この基本施策1のいじめと不登校を一緒にしている、この言葉自体がちょっと違和感を私は感じております。要するにいじめがあるから不登校だとセットに捉えられてしまうという危惧があります。次回の計画の中では、これはちょっと分けたいなと思います。どうしても、いじめ不登校というと、何か結びつけてしまうようなところがあるのではないかなと思います。今指導担当部長が言われたように、不登校は色々な要素があって発生しているというのがありますので、ここはちょっと、私としては次回の計画の中では分けた施策にしたいなと思っております。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

私は、この「いじめ不登校ゼロへの挑戦」というのは、いじめによる不登校はゼロにしましょうという意味だと思っております。今、教育長がおっしゃられたように、不登校の原因はいじめだけではない思春期特有のものや、家族関係など、いろいろなことが積み重なって不登校になってしまっていると思っております。だから、そうではなく、いじめによる不登校はゼロにしましょうと。

教育委員会としては子ども達みんなに学校に来てもらいたいと思っておりますので、それ以外の要因をどうすれば学校にみんなが気持ちよく来られるかというのを考えていくべきだと思います。

すみません。ちょっと別の質問もよろしいですか。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

すみません。6ページにある適応指導教室のところですか。今不登校が増えているということで、適応指導教室に通われている人数も、当然ということもないですが、増えていると思います。その課題の中に「長期間の体験で通室する児童生徒がいる。入室システムの整理が必要である」というのがありますが、去年も全く同じ課題が出ていました。なので、平成29年度から30年度にかけて、これを改善することができなかったのかなと思ったので、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

入室システムにつきましては、フローチャートを作りまして、当初の流れをスムーズに流れるように設定はしたところですが、せせらぎ教室に通っているお子さんは、定期的なせせらぎに確実に通っているわけではないために、基本的には1カ月間の体験という形にしております。その手続の書類のやりとり、保護者とのやりとり、それから来るタイミング、そういったところを踏まえていくと、なかなか効率良くいかないところがあります。暫く経って休んで、それからまたぼつと出てきたり、そうするとそのお子さんの扱いについてどうしていくかというところは再度やりとりをしていかなければならないということで、このシステムについては今も話しているところですが、1つの流れとしては作り上げてはいます。そのフローチャートと要綱に基づいては進められているのですが、現実的にはまだまだ学校の管理職と再度調整をして、最終的に書類も出そろってからやりましょうということにしないで、ときどき来るお子さんがいると、この辺のお子さんの通学の状況等の管理をしっかりしていかなければいけないので、大変ではない方法をとっています。うまくできるように、もっと下支えできるような工夫をしていきたいと思っております。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

補足いたします。30年度におきましては、改善ということで適応指導教室の運営要項を改めました。特に体験入室の児童生徒につきましては、体験の期間が長期化しないように、30日以内に入室の正式な手続をするか、あるいは入室を見送るという手順を整理いたしました。それを本格的に運用していったのが30年度後半ですので、この点検評価の数字の中ではそれがうまく反映されていない部分がございます。現在はその考え方で手続をしているわけでございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

その上の学校と教育相談所との連携体制の充実の課題の中で連絡会の参加者が少ないためということがとても気になります。色んな相談を受けているはずなのに、横のつながりが絶対必要なことだと思うのに、なぜ少ないのか、ちょっとお聞きしたいです。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

スクールカウンセラーは都のスクールカウンセラーでございまして、各学校に週1回という勤務体制でございます。当然他の市の他の学校のスクールカウンセラーも兼任、3校からしておりますので、当然月、火、水、木、金の中の5日間のうち、他のところへ行っ

ていると、本市のスクールカウンセラー連絡会を火曜日にやりますといたら、火曜日が出勤日の方であれば参加できることになります。各学校に連絡をして、スクールカウンセラーの出勤日を変更してくれということをお早々に連絡はしているのですが、やはりスクールカウンセラーの方々も、その学校間だけではなくて、それ以外の例えば病院や、うちの相談所の職員のような仕事もしておりますので、なかなか調整が難しく参加が少なかったという経緯がございます。今年度につきましては、もっと早い周知をすると同時に、各学校での調整をもっと積極的にやるよう、管理職に周知したところでありますので、若干解消はされているところでございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい、わかりました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

11ページの基本施策3、国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進という中で、特に国際姉妹都市のマールボロウ市ウィットコムスクールの生徒受け入れについてであります。今年度も米国内の安全確保という観点から、米国内の決められた予防接種を受けていない子どもについては、やはり学校としての受け入れはできないということでしょうか、それが1点。

それから、この席上でも何度か述べてきたようにただ単に見学だけではなくて、やはりホームステイをしながら学校に通うという点は、大事な視点であり意義があると思います。あきる野市では、マールボロウ市ウィットコムスクールの生徒が訪れた時には、市内6中学校で授業体験をしていただいておりますので、本市の子どもたちにも、マールボロウ市ウィットコムスクールでぜひ授業体験ができる体制を整えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、予防接種の件につきましては、これは州の法律に定められているところで、現状としては教育施設内での交流はできていないという流れです。

また、2番目に言われました派遣時のそういった取組のあり方というところにつきましては、実はこちらはマールボロウ市側とも今協議を色々しているところですが、マールボロウから提案がありますのが、マールボロウ市の小学3年生向けにマールボロウ市を学ぶような授業をやっている、これを少し日本の中学生に指導するようなプログラムに変更して、また学校敷地内では当然できませんけれども、学校敷地、施設を外れたところで実際にこういった勉強をする機会を設けたらどうかといったご提案等もいただい

るところでございます。次年度に向けてマールボロウ市側とも調整しておりますけれども、これまでのようなホームステイだけではなくて、こういったものもできればと現在調整をさせていただいているというところでございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

わかりました。その州の法律によって授業体験できないということですから、場合によっては希望する生徒が、その予防接種を受けていれば何ら問題なく入れるわけですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

予防接種については、日本では必須になっていない予防接種ということで、これがクリアできていないということですが、任意で受けている方であれば、この条件をクリアしていることもあるわけです。ただ、日本におきましても、これまで義務づけられていなかった予防接種が26年、28年にそれぞれ必須に変わってきているという現状もあります。ですので、数年後になればマールボロウとほぼ同じような予防接種もクリアをしているかと思えます。また、現状では任意なので、ほとんどの子が接種していない状況の中では、やはり1年間募集をして、生徒が決まってから、短い期間の中で数多く接種をすることは体に負担がかかって良くないことから、特定の施設内には入っていないということがございますけれども、数年後はある程度の条件はクリアできている状況であります。それを待っていただけませんので、市としてもマールボロウ側には、授業という形での交流が何らかの形でできないかということで要望は出させていただいている状況でございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今の予防接種については、義務化されているものと任意のもの当然ありますから、その辺の判断は保護者でなければならぬと思えます。ただ、派遣についてはこういう予防接種を受けていないと学校に入れませんというあたりは、場合によってはあきる野の子どもたちがそれらの予防接種を接種していれば、受け入れてくれるのかどうか、その辺もやはり確認しておく必要があると思えます。そのために予防接種を受けなさいということは、これまた市としての責任問題も当然ありますから、それはできないと思うのですが、マールボロウ市の受け入れのための予防接種の種類を示すことによって、希望家庭の子どもは学校授業体験の希望や夢があるので予防接種については全部クリアしていますということであれば、向こうで受け入れてくれるのかどうか、その辺についてはやはり明らかにしておいていただきたいと思えます。

それから、2点目は、マールボロウ市派遣に当たっては、研修の中でアメリカのマールボロウの地域性を勉強するような学習の機会もあったと思えます。場合によっては今後のあきる野市の特色ある教育活動の一環として、例えば世界の国々の文化を学ぶというよう

な中で、英語科や総合的な学習の時間で1単位時間もしくは2単位時間ぐらいを設定してあきる野市の児童・生徒に学ばせたらどうかという思いもあります。当然マールボロウの生徒たちも日本文化の学習をして、あきる野市に来ていると思います。それは、生徒たちの挨拶の中に、やはりにじみ出ています。したがって、本市の子どもたちに、この事業を継続して、より発展させていこうということであれば、やはり英語の授業の中で1単位時間もしくは2単位時間あたりはとって、全体で勉強するような機会はあってもいいのではないかと、私は要望したいです。

おそらくウィットコムスクール訪問に参加した生徒たちは、各学校へ戻ってきたときに、各校で報告会をやっていると思います。学校を代表しての派遣ですから、さまざまな学習報告を各学校で実施していると思います。そうすることによって、あきる野市の各学区のホームステイを受け入れる家庭がもっと増えてくるのではないかと思われえます。今のところその辺の理解が不十分であり、そのために現在、ホームステイ受け入れ希望家庭の募集で苦勞されているということです。何点か申しあげましたけども、併せて希望としてご検討いただければと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

今の丹治委員の意見に対して、何かご回答はございますか。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

まず、マールボロウ理解、あるいは付随してアメリカ理解。理解という観点での学習というのは、学校教育の中で創意工夫の一つとして十分あり得ることだと思っております。各学校の中でどのように行えるかは、市全体でそろえていく部分を含めて、少し研究をさせていただきたいなと思っております。各先生方がこの知恵、アイデアがもしまとまれば、1単位ないしは2単位時間の授業、もしかして英語に限らないかもしれません。色々な教科の中で可能性があれば、そういう計画も作れるのではないかと、研究の課題として受けとめたいと思っております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

結構です。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

1つ要望です。9ページのキャリア教育の取組の中で、職場体験に130事業所を体験されたということですが、ぜひこの中であきる野市内の中でも福祉作業所など障がい者が働いているところの仕事も見に行ってほしいな、開拓してほしいということを要望したいと思います。

また、26ページですけれども、副籍交流についてですが、実際24人交流したという

ことですが、全員がその地域の学校に交流ができたということなのか。それから、このB評価ですけれども、計画どおりできたということですが、この中で実際に副籍交流ができなかったとしても学校だより等の交換をしたということになっていますが、交流というのは人と人の交流で、お互いにわかり合うことであるので、学校だよりを交換というだけだと私は交流とは思えないです。なので、そういう交流した後に、その結果どんなことが課題であったかなど、行った内容についてもお聞きしたいなということと、このBの計画どおりできたというのは、24人行ったから、交流できたからということでそういう形になったのか、こちら辺をちょっと詳しくお聞きしたいです。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

福祉施設でございますが、まず職場体験ではかなりの福祉施設に参加をさせていただいているところでございます。また、増戸中学校などは中学校1年の時点で全てのお子さんが福祉施設の体験をして、それで中学校2年ではまた別の職場体験をしているという取組をやっていたり、工夫をしております。

それから、特別支援との交流でございますが、全体のパーセンテージで伺いますと全員というわけではございません。ただこちらの場合、希望制でもございますので、東京都に本人や保護者が交流をしないという場合もあるということでございます。ただ、あきる野学園さんと地域交流を充実させていきたいと思いますので、まずはきちっとした情報などを提供し合おうと、もちろん今の時点で学校への情報交流だけの部分というのは問題ないかもしれないですが、そういうものはいいですという方もいらっしゃいますので、あきる野学園さんとのやりとりの中で、まず今年度から各学校の学校だよりを掲示する場所を作っていただきました。そして、地域との第一歩としてそれを広げていこうということで、先日校長先生がこちらに掲示しましたと、我々に提示していただきました。少しずつそういった交流を広めていきたいなと思っております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

実際に児童生徒が交流をしたという学校はどこですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

20何人ではありますが、今手元にありませんので、後でご報告させていただきます。

委員（小西フミ子君）

わかりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

ほかに。

委員（丹治 充君）

もう一点よろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

14ページ、それから15ページ当たりの読書活動について、質問したいと思います。市内の図書館のほうでは、大分各学校の学校図書室への援助、支援といえますか、さまざまな必要とされる本をそろえていただいたり、準備していただいたりということが行われており、学校は大変助かっていると思います。具体的に図書館から学校支援という点では図書館と学校図書館の連携強化にも該当するのかもしれませんが、大変大きな教育効果が見られていると私は思います。その辺は今後、いわゆる評価の対象にしていくべきじゃないのかなと思いました。

それから、そういった中で、学校図書室ですが、各学校とも図書室が1週間でどのぐらいの日にちで開室されているのか、毎日開いていますか。その辺の調査を、この読書活動の観点からもやはり見ておく必要があるのではないかと思うのです。学校が荒れていた時代ならいざ知らず、あきる野市の子どもたちが落ちついて学習ができていますから、そういう子どもたちが更に本に親しむような、そんな時間を確保するというようなことから、在校中は各教科でも鍵を開けなければ図書室に入れないというようなことではなく、やはり図書室は常時開室してあるような、そんな図書館作りをぜひしていただきたいと思っています。

おかげさまで各学校の蔵書数、法定の標準蔵書数については全学校で充足しているということで、何年か前から大分充実が図れてきているということでもありますから、今度は学校で図書室の運営といたしまししょうか、効率的な運営をしていかないと、もったいないような、いつまでたっても学校図書室の本が貸し出されていないというようなことだと、ちょっと寂しいです。ぜひ学校図書室も活用できるような、そんな方策も考えていただきたいなと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

貸出日について、各学校がどのぐらい対応しているかというところは、把握していませんが、小学校においては、基本的にはいつでも入れるようになっています。中学校は一時そういった生活指導上の関係から閉めたということは把握しております。もう少し確認して報告できるようにしたいと思います。

蔵書の本の活用方法、特に学習指導の学習情報センターとしての活用についてということも含め、もっと有効活用していきたいと思っておりますし、そういった意味での図書館との連携を図っていきたいと思っています。

委員（丹治 充君）

もう一点いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

15ページの学校図書館の充実の中の評価C、それから前ページ、14ページの教育総務課の29、30年度のCという、この評価あたりは事業の改善がなかったのでしょうか、どうですか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

正直C評価自体はおおむね計画どおりということで、見方によるのですけれども、担当部としてはまだ改善の余地はあるなということで、評価を落としております。ですから、できなかったということではございません。

ただ、先ほど丹治委員から出ましたように、図書の蔵書の充足率についてある程度達成していますが、実質的なシステム、貸し出し管理といったところの整備については進捗がちょっと停滞しているところがございます。そういったところも踏まえまして、評価は計画どおりよりは少し落とした形でC評価としております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいですか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

それでは、1点ですが、全体の中で私が見た限りでは唯一D評価になっているのが55ページの73図書館基本計画の策定です。策定することが努力目標になっているのかなとは思うのですけれども、29年度もD、30年度もDというもので、余り進んでいないのかなと見えます。どのような状況でしょうか、教えていただけますか。お願いします。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（紺藤修子君）

お答えします。

こちらにつきましては、坂谷委員がおっしゃいましたように、実際これまで停滞しておりました。計画を策定しようと、各市の状況を把握したり、実際研究、調査を進めていたところですが、動きとしては計画に至らなかったというところでD評価で来ております。今年度は基本計画ではございませんが、図書館の基本的運営方針を策定するというところで、市民アンケートを行ったりということで実際動き始めましたので、今年度の評価につきまちはちょっと動きがあるかなと思ってございます。

以上でございます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。子どもたちは図書館に行くこと自体を楽しみにしている部分がありますので、効果的な運用というものを基本計画にのっとって進めていただきたいと思います。

います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

27ページです。30番、特別支援学級による指導の充実の中で、障がいが多様で難しいことはよくわかるのですけれども、年に8回あった協議会をやめて別のものを年3回としています。福祉は現場の先生が一番色々詳しく考えたり悩んだりしていることを、校長先生ももちろん報告を受けていると思うのですけれども、なぜこんなに減ってしまったのかなと不思議でならないです。色んな子がいて狙いを絞ることが難しいからということでしょうけれども、私はとても残念です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

今まで初任者から主任まで集まる会を8回開いていて、そこで協議をしても各学校対象者が10人ぐらいいます。すごい人数が集まりますが、情緒の通級の先生も特別支援学級固定の知的の先生も集まっている研修、連絡会になっていて、焦点が絞られなかったというところがありました。また、それだけの先生が集まる会が8回ありますと、先生方に命令しなければならないわけですから、授業をやめなければならない、指導をできないということもありました。それで、組織的な運営の話、これから実際に主体的に各学校の取り組みについて主体的に進めていく主任級の話、そして初任者等の研修的な基礎、基本的なところの連絡事項等を伝えたり、研修として位置づけるもの、そういったものを分けることで、まず校長会、これまでは一緒くたにしていたものを、知的と情緒で3回ずつ分けているので、8回だったものがそれだけでも6回になっております。それから、主任会も知的と情緒で分けていますので、それでもう6回行われています。そして、研修会ということで、これも若手向けに特別支援学級でやっております。そういったところで整理して、減らしたというよりもこれは充実を図ったということと、焦点化を図ったというところがポイントになってきております。そこはぜひAという評価になっているところは、より良くした、充実させたということでございます。

委員（小西フミ子君）

わかりました。それは理解しました。

それから44ページですけれども、生涯学習推進課のところのコーディネーターの後継者など人材確保が課題であるというところがあります。これは例えば人材バンクや、また別にプロボノについて立ち上げている、プロボノになるとNPO法人というものはあきる野にはないのでしょうか。公民館としてプロボノ活動をしている、またはその募集みたいなものはないのですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

まず、この学校支援地域本部事業につきましては、私ども生涯学習の支援事業でございます。これは各学校で業務委託をして本部事業を行います。実は私どもにはコーディネーターの会というものがあります。このコーディネーターの後継者は、各学校で各地域の皆様方にご協力をいただいて、放課後の見守りであったり、学習支援等といった取りまとめ役をしていただく個人様で、やはり高齢化等々によりまして、なかなか人材の確保ができていないという状況でございます。

人材バンク等については、うちでやっている人材バンクもあるのですが、これは色んな市民であったり活動であったり、そういったところを指導していただいているといった方を登録して紹介するという組織でございます。こちらの学校支援については、各地域の学校で行われている事業をサポートしていただく皆様方をコーディネートしてもらう方がなかなかどうしても確保できていない状況でございます。市として公開しての募集という形でかけていくことは、ちょっと違うということになります。学校支援に対するコーディネーターの方がなかなかその地域に見つからないといったご報告をいただいております。そういった状況でございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

普通のボランティアではなくて、専門分野でボランティアを行うプロボノ活動をなさっている方は、仕事があっても自分のキャリアというものを無償で提供したいという方が登録したい、したがついています。そういう方たちがあきる野市内では問い合わせもないですか。これができるのですけれども、そういうものないでしょうかという問い合わせもないですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

こういったことができますという問い合わせは実際あります。この学校支援によるコーディネーターに関しては、例えば今やってもらっている南秋留小学校で、放課後の見守り隊というのがありまして、そういったボランティアの方を集めていただいて、彼らの日程や色んなプログラムを組んでいただくような方です。コーディネーターという形になるのですけれど、この学校支援地域本部事業に関しては、要するに学校組織の方が中心になってやっていただいている事業でございます。学校にこういったお話が当然あれば、ご協力いただいているところもあるかと思えますけれども、現状としては学校からの報告では、やはりどうしてもこういった色んな事業をやる中で、平日であったりとなると、やはりお仕事されている方もいらっしゃるの、高齢者の方が引退されても、継続していく人がなかなか見つからないというのが現状だといったことを聞いております。

なので、様々な生涯学習という意味で、色んなところでこういった指導ができるという方々に関してはご協力をいただいて、さらに登録を増やしていくと、こういった方はいら

っしゃいます。しかし、各地の地域の方だけでなかなかこういったコーディネーターが見つかっていないと。その人材バンクについては、ちょっと異なると。わかりにくくて申し訳ありません。

教育長（私市 豊君）

理解できましたでしょうか。多分、小西委員が言っている方の持っているものと、求めているコーディネーターの能力がちょっと違うのではないかなという気がします。

委員（小西フミ子君）

はい。自分はこれができますと言って、人材バンクには登録をされる方が居るかもしれないけれども、例えば教員免許を持っている人がボランティアとしてどこか場所さえあったら教えられますよというような積極的に活躍をしたいという方の登録というものがあきる野市には居るのかなと気になりました。

教育長（私市 豊君）

では、学校支援本部事業との違いをちょっと説明してください。

生涯学習担当部長。

指導担当部長（松島 満君）

今、小西委員が言われています色々な能力を持った方、色々な講座等で活躍してもらっている方を生涯学習の人材バンクという形で登録して必要なところに紹介するという事業は生涯学習の事業としてございます。

ただ、今回の学校支援本部事業につきましては生涯学習推進課から、学校に委託をしまして学校が中心になります。そこで、学校の色々な課題、例えば子どもたちの安全の見守りや校内の美化、学習支援ももちろんあります。そういった学校で必要とする事業、それにボランティアで加わっていただく方がいるのですけれども、そういった方を学校との間で調整をする、いつ几日どういうところで何か行事があるから参加してくださいと。それから例えば見守りの関係であればこういうところをいつお願いします、ないしは日々の活動の報告をいただいて、学校につなげていくというような学校を起点に、ボランティアの方々をつなげていくという形でのコーディネーター、一番の取りまとめ役になります。学校のことをよく知っていて、また地域のことも知っている、そういったコーディネーターの方がどうしても昼間学校の先生方とのやりとりがありますので、仕事がある方はなかなか難しいと。そういうことで高齢化してきている中で、後継者がなかなかいないということでございます。よろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（私市 豊君）

他にいかがでしょうか。色んな項目がありますので、まだまだご指摘とご意見等あろうかと思えます。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

70ページの放課後子どもプランの推進のところでは、放課後子ども教室が東秋留小、多西小、草花小、五日市小、西秋留小で開かれていて、令和元年度に南秋留小で始まったということでしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

本年度、令和元年度でございますけれども、6校目になります南秋留小学校の開設に向けて準備を進めているところでございます。なお、包括コーディネーターを始め、数名の確保はできておりますが、現時点では、安全管理員等の協力者など全員がまだそろっていない状況でございます。また、放課後の子ども教室を行うにあたっての場所の備品や倉庫などについても、現在、学校と調整を行っておりますので、事業としては開始できておりませんが、引き続き、今年度中の開設に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。令和元年度に、南秋留小が始まったとして6校目です。小学校10校の全校で実施する予定として、隔年で1校ずつ増やしていくという計画だったと思うのですが、その計画は継続して行われる予定でしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

委員ご指摘のとおり、放課後子ども教室の計画では隔年で1校ずつという計画で進めさせていただいております。なお、今後、学校や地域からの要望があったり、人員等の確保がスムーズにできるようであれば、隔年でなく開設することも可能ではないかと考えておりますが、基本的には、隔年で1校ずつ増やしていけるよう準備を進めている状況です。以上です。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

既にやっつけているところは非常に好評で、かなりの人数のお子さんが利用されていると聞いているのですが、今まで開設しているところでの課題、安全面や、あるいはやっている内容、今ちょっと人材確保が課題というお話もありましたが、そういったものというのは人材確保以外で何か課題は出てきてはいますか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

課題といいますか、この放課後子ども教室についての要望という形で色々出てきているものの中としては、やはり回数的なものを増やしてもらいたい、時間をもう少し延ばしてもらいたいとか、こういった要望等に関しては出てきています。人材的なものとしては、

当然学校によっては登録者であったり参加者の数が、大分開きがあるのですけれども、そういうところの安全確保という意味で安全管理員の人数の見直しを行う中で、対応できることは必ずやっています。要望といったところでは、そういうのは減少しています。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい、ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

いかがでしょうか、他によろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、この点検評価につきましてはこの辺で終わりにしたいと思います。

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第14号令和元年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第14号令和元年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第15号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問についてを上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（松島 満君）

議案第15号あきる野市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、今年度末をもって指定管理者の期間が満了となりますあきる野市体育施設（市民プール）につきまして、次期の指定管理者として指定を受けようとする団体から申請がありました。これに伴いまして、同条例第4条第1項の規定による指定管理者の候補者として選定するため、同条第2項の規定によりあきる野市指定管理者選定委員会に諮問したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

記書きの部分になります。団体名はシンコースポーツ・アズビル共同事業体でございます。代表構成団体が、シンコースポーツ株式会社、構成団体がアズビル株式会社でございます。

説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問がありましたらお願いをいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この申請のあった団体については、今までもこの施設管理等について務めてきたわけですが、そういった中で何か不備な点などが今まで上がった事例はありましたか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

それでは、お答えいたします。

ご質問の不備な点でございますが、特に不備な点での事例というものは私の中ではないと考えております。

教育長（私市 豊君）

はい。

委員（丹治 充君）

結構です。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第15号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第15号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告事項1、令和2年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

特別支援学級の使用教科用図書でございますが、今年度も特別支援学級使用教科用図書の選定要綱に基づき教科書選定を各学校で特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会を設置していただき、校長を委員長、副校長を副委員長、委員を特別支援学級の担当教員として資料の作成を依頼いたしました。

その結果、各学校から上がってきたものが全ての学級において文部科学省検定済み教科書を使用するということになってきたので上がってき、これを7月17日に行われました特別支援学級

使用教科用図書選定資料審議会、こちらで特別支援学級の固定学級がある校長先生方の会で審議がされ、妥当であるということでありました。通常であれば、ここで一般図書等が上がった場合には教科書として適切であるというところを教育委員会に採択していただいて、そちらを上げることとなりますが、既に7月の教育委員会で採択された適切な教科書でございますから、報告事項にさせていただきたいということでございます。

今年度は、この検定済み教科書を活用した知的ニーズに応えた、子どもたちの実態に応じた指導の計画を適切につくり、そして指導を徹底していくということが重要であると考えてございます。これは東京都の教科書採択の手引でございますが、こちらには基本的な採択の順番として望ましい順番として、やはり文科省検定本、現在の検定済み教科書及び文科省著作本、これが採択としては1番、その次に他の障がい児の教科書を使うことが2番、そして3番目に一般図書を選ぶと、ですから一般図書を選ぶのが今まで通常のように多かったことはありますが、基本的には文科省検定済み教科書が望ましい、一番最初に選ぶことが望ましいというところでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質問等がございましたらお願いします。

委員（坂谷充孝君）

確認です。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

こちらについては、選定本であるから報告ということではなく、通常学級で使う教科書選定、7月24日の選定したものなので報告ということによろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

はい、そのとおりでございます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございました。

仮に検定本ではあるけれども、通常学級で選定したものと違うものを使いたいということが上がってきた場合にはどうなるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

これは特別支援学級であっても、7月に採択された教科書を使うことになっておりますので、違う教科書を使用することはできません。なので、本市は通常学級で国語は光村を採択されましたので、特別支援学級も光村の教科書を使用することになります。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ご回答ありがとうございます。仮の話が続けて申し訳ありませんが、一般図書を選ぶこともできるということであれば、検定の中から採択したもの以外から選ばれたとしても、いけないことではないのではないのでしょうか。それはいけないと規定されているのですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

そのとおりでございます。検定済みの教科書を採択されたものを選ぶということです。一般図書とは教科用図書ではなくて、文部科学省検定済みの教科書で一般の普通の、今までの絵本といったものをイメージしていただければと、そちらから選んだ場合ということでございます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございました。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

令和元年度までの特別支援学級の教科書としては一般図書、かなり色々な種類のドリル形式の本や絵本形式のものなど、様々な図書を教科書として使用していました。今回全ての学校の特別支援学級が一斉に検定本となり、今までとは180度転換してしまったイメージです。今までは様々な一般図書を教科書として使っていたのに、令和2年度からは通常学級と同じものを使うことに対して、本当に特別支援学級の先生方は大丈夫なのでしょう。子どもについても、今まで使っていたものとは大分違うものが教科書として使用されることになるわけですから、その辺のギャップといったものに対して懸念はないのかなというのが正直な感想ですが、いかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

まず、この調査をかけるに当たっては、子どもの実態、それを採択するときには1つ重要視することになっております。その時点で先生方には調査委員会を開いて、きちっと分析してほしいと話をさせていただいております。それ以前に先ほどの話題になりました主任連絡会等でもそういった話をさせていただいております。実態として、子どもたちの中に特別支援学級知的固定とはいいいながら、情緒のお子様もいらっしゃる現状はあります。かなり情緒といいますか、知的に高いところでは、例えば某小学校におきましては知的発達の方が少ないという案件の方が多岐学校もございます。そういったところの中では検定済み教科書というのは適正で、活用が十分できるのではないかと、そのお子様、お子様の実

態に応じた指導、活用の仕方ができる、今はこの検定本で十分対応できるという先生方の判断と私どもは感じております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

今までと180度変わった印象があるという、そこを払拭する答弁できないですか。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

事務局としても昨年から大きく変わったというところで、ある意味驚いた部分もありますけれども、やはり準じた教育活動をするという中で、教科書を活用するというところでは一般図書よりも体系的なものになっていると、そして色々な指導計画を立てたときに、様々な教育指導に生かせる教材、学習内容が教科書にはたくさん整理されている部分がありますので、その活用の幅は広がるという部分では教科用図書の力は大きいと感じております。ただ、急に変わるということにつきましては、冒頭指導担当課長の説明にもありましたように、来年度の教科書でありますので、来年度の指導計画をつくるに当たって、来年度の子どもたちのことをしっかり考えた上で、その教科書を有効に活用する指導計画をしっかり立てられることが今後の課題かなと受けとめております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。申し訳ないです。でも、今までは教科用図書は使ってこなかったわけです。その辺がどういう意識の変化なのかなと。やはり今までずっと使ってこなかったものを、これほど一気に全部変えたというところがどうも私にとってはちょっと腑に落ちないといえますか。そんなに子どもの実態が急激に変わったということもあり得ないと思うので。逆に先生方の意識として一般図書ではなく、今後は教科用図書でやっていかなければというような意識の変換があったのでしょうか。先ほど間嶋さんから説明いただいたように、例えば教育委員会から現場の先生方に対して教科書として望ましいのは検定本というような働きかけがあったのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

特別支援学級の教科書採択につきましては、昨年度の教科書採択の際に、委員の皆さんからのご意見、ご指摘の中で、やはり体系的ではない、あるいは副教材として本来は購入すべきもの、個人で購入すべきものではないかというご指摘もありました。事務局としては各学校にその部分を十分考えるようにという指導はいたしました。その指導をする中で、先ほど説明にありましたように、教科書を選定していく優先順位というものもあわせて示していきましたので、各学校あるいは担当教員の意識が何か変わったのではないかとはいえます。その結果が今年度の教科書の選定という姿になったと理解しております。

委員（丹治 充君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

恐らく特別支援学級の方でも今回の教科書は以前から使用していたでしょう、全く使用していないということではないですね。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

小学校、中学校で違いがありますが、特に中学校などは以前からも検定済み教科書を使用している学校はいっぱいあります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。よろしいですね。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、質問等がないようですので、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に移ります。

それでは、私から報告をさせていただきます。

私からは1点報告をいたします。7月27日に行われましたポーランド国交樹立100周年記念コンサートでございます。このコンサートについては、ポーランドとの国交樹立100周年を記念いたしまして、NPO法人であります市民プロジェクト21が主催した事業でございます。これにはあきる野市在住の栗原美穂さんというピアニストの方がかけ橋になりまして、今回のコンサートが実現をいたしました。当日は、ほぼ満員の会場に、ポーランド大使館の一等書記官、二等書記官が来場して、最後まで楽しんでおりました。

このポーランドとの交流、国交樹立100周年ということもありますが、あきる野市は特別にナイチンゲールと言われた萩原タケさんがをシベリアから護送されたポーランドの子どもたちを看護して助けたというエピソードが残っておりまして、ポーランドとの縁を非常に感じることを私も初めてこの日に聞いたわけです。ポーランド大使館の一等書記官とも日本語堪能でしたので、色々お話しをし、今後何か交流のようなものができればいいのかなと漠然に思った次第であります。どのようにやるかわかりませんが、市民プロジェクトの会長であります溝口さんからは、何かできないですかねということを再三言われてはおりますので、今後の検討課題と想っているところでございます。

私からは以上でございます。

ほかの委員さんから何かございましたらお願いいたします。いいですか。

委員（丹治 充君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私は、8月9日に市町村の教育委員会連合会の理事会が開催されました。その中で、多摩教育事務所榎並指導課長から、持続可能な社会のつくり手に必要な資質、能力を育成するための教育活動の改善、充実というような観点からお話をいただきました。昨日でしたか、やはり研修で話されておりましたけれども、また違った観点から指導要領を読み解くというようなお話がその中でなされました。

2点目は、市町村の教育委員会連合会の管外視察研修です。これは10月11日金曜日です。また詳細については鈴木課長から順次案内があると思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

他にないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から、今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

まず、9月の学校訪問ですが、予定されていた2校のうち9月18日水曜日の東秋留小学校の学校訪問のみとなります。9月9日に予定しておりました秋多中学校の訪問につきましては、校長先生が二宮神社の例大祭の神事に招待されていることから、改めて日程のを調整させていただきます。9月18日水曜日の東秋留小学校学校訪問につきましては、市役所を午前9時に集合、出発とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、運動会、体育大会についてです。9月14日土曜日に西中学校で体育大会が開催されます。翌週9月21日土曜日には、東中学校、御堂中学校で体育大会が開催されます。また、9月定例会後の月末になりますが、28日土曜日には屋城小学校、前田小学校で運動会が開催され、秋多中学校で体育大会が開催されます。

最後に、9月の定例会でございますが、9月26日木曜日の午後2時から、ここ505会議室での開催となります。当日午後1時半から事前の打ち合わせの場を設けさせていただきますので、その旨ご了承いただきたいと思います。

私からのご案内は以上となります。

教育長（私市 豊君）

長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、あきる野市教育委員会8月の定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会宣言

午後7時51分